

第七期東京都障害者施策推進協議会
(第4回総会)

平成28年1月14日

福祉保健局

(午後 7 時 0 0 分 開会)

○高橋会長 定刻になりましたので、東京都障害者施策推進協議会第 4 回総会を開催いたします。

ちょっと遅めの時間でございますが、おかげさまで参集していただける方がふえたような気も一方でいたします。

議事に入る前に、事務局から、委員の出席状況や資料についてご説明をお願いいたします。

○小川課長 計画課長の小川でございます。事務局を担当いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、委員の皆様にはご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、協議会委員では寺町委員、石川委員、坂本義次委員、高橋都彦委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、小川副部会長につきましては遅れてお見えになるというご連絡をいただいております。したがって、本日は、定員 20 名のところ 16 名のご出席を得ておりますので、協議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、専門委員につきましては、水野委員、寺田委員、佐藤委員からご欠席のご連絡をいただいております。大塚委員につきましては、遅れてお見えになると思っております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日、お手元にお配りしておりますのは、会議次第のほか、資料 1-1、東京都障害者施策推進協議会条例、資料 1-2、東京都障害者施策推進協議会条例施行規則、資料 2-1、第七期東京都障害者施策推進協議会委員名簿、資料 2-2、第七期東京都障害者施策推進協議会専門委員名簿、資料 2-3、第七期東京都障害者施策推進協議会幹事名簿、資料 3-1、障害福祉計画に係る実績（各年度における月間の障害福祉サービス等の見込み及び実績）、資料 3-2、地域生活基盤の整備状況、資料 3-3、障害福祉計画に係る実施状況（数値目標関係）、資料 3-4、障害者計画に係る計画事業の進捗状況、参考資料 1、第七期東京都障害者施策推進協議会提言（概要・本文）、参考資料 2、東京都障害者計画・第 4 期東京都障害福祉計画（概要・あらまし・本文）、参考資料 3、東京の福祉保健 2015 分野別取組（抜粋）、参考資料 4、2015 年版 東京の福祉保健、参考資料 5、障害者差別解消法の施行に伴う東京都の対応状況についてでございます。

なお、本協議会は、審議、資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただいており、本日は傍聴者の方もいらっしゃいますのでご承知おきください。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題の東京都障害者計画、ちょっとこれは確認なんです、これは第3期って書いてあるんだけど、こちらの提言部分は第4期障害福祉計画に向けてって書いてあるんだけど、どっちが本当ですか。これは第4期でしょう。

○小川課長 提言のほうは、皆様にご審議いただきましたものをご用意させていただいております……

○高橋会長 現行、動いているのは第4期だよ。

○小川課長 はい。今回は第3期の実績報告になります。

○高橋会長 第3期、審議していただいた前の。

○小川課長 はい、第3期の実績報告になります。

○高橋会長 ああ、そういうこと。

○小川課長 はい、申しわけありません。

○高橋会長 すみません、事前のちょっと勉強が足りずに失礼いたしました。「あれ」と思ったんですけど。そうか、いわゆる決算議会みたいなもので、当然1年前の話がどうなっているかをご報告するという、そういう趣旨ですね。はい、よくわかりました。

それでは、失礼いたしました、第3期東京都障害福祉計画実施状況に関する資料について、事務局から一通り説明をお願いしたいと思います。

委員の皆様のご質問、ご意見等については、説明をしていただいてからお受けさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、どうぞ。

○小川課長 それでは、今回は平成26年度までの実績がまとまりましたので、それについてご報告を申し上げます。

資料3-1をごらんください。各年度における月間の障害福祉サービス等の見込み及び実績でございます。

右側に縦に欄がございますが、訪問系サービスにつきましてはサービス量が見込みを下回っております。日中活動系サービスにつきましては、サービス量、利用者ともに見込みを上回っております。うち、サービス種別では、生活介護、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）などが大きく見込みを上回っている状況です。短期入所についても、サービス量、利用者ともに見込みを上回っております。

その下、居住系サービスについては、グループホーム、入所施設ともに利用者の実績が見込みを上回っております。

その下、相談支援事業については、増加したものの、平成26年度においても見込みを下回る状況でございました。

1枚めくっていただいて、資料3-2をごらんください。地域生活基盤の整備状況でございます。

前期の計画では、障害者の地域移行・安心生活支援3か年プランにより地域生活基盤の整備促進を進めてまいりました。グループホーム等につきましては、3か年で1,600人の定員増により7,009人の定員確保を目標に、平成26年度末で7,221人と着実な整備が進んでおります。

その下、日中活動の場につきましては、3か年で3,000人の定員増により3万8,801人の定員確保を目標に、平成26年度末で4万2,740人と3か年の目標を大きく上回る整備実績となりました。

その下、短期入所につきましては、3か年で210人の定員増により951人の定員確保を目標としておりましたが、平成26年度末で876人となっております。

さらに1枚おめくりいただき、資料3-3をごらんください。第3期東京都障害福祉計画で掲げる数値目標に係る実績となっております。

まず、一番上、福祉施設入所者の地域生活への移行等に係る実績でございます。

1の地域生活移行者数でございますが、第3期東京都障害福祉計画における目標を平成17年10月時点の入所者の3割である2,204人に移行するという目標値を置いておりました。平成26年度末の実績は1,325人となっております。これは、単年度の平均では約140人となりますが、24年度、25年度と単年度の移行者数は減少傾向にありましたが、26年度には上向きに変わってきております。

2の入所施設定員でございますが、第3期東京都障害福祉計画における入所施設定員の目標については、平成17年10月の定員数である7,344人を目標値にしておりましたが、平成26年度末は7,411人であり増加しております。これは、計画に基づいて都内の未設置地域における地域生活支援型の入所施設の整備が進んだ結果となっております。

次のページをごらんください。入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る実績でございます。

平成25年度の実績は速報値となっております。平成26年度の実績につきましては、今後把握していく予定でございます。

1の1年未満入所者の平均退院率ですが、第3期計画における目標値は76%を維持・向上するとしておりましたが、平成25年度速報値では75%となっております。

その下、2の1年以上入院者の退院率ですが、第3期計画における目標は29%以上としておりましたが、平成25年度の速報値ベースでは25.2%とやや低下している状況です。

次のページをごらんください。一般就労への移行に係る実績でございます。

1の区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労ですが、第3期計画における目標を1,500人としておりましたが、平成26年度実績は1,759人となっており、目標値を上回っております。ですが、25年度と比べますと伸びは鈍化している状況がございます。

2の福祉施設における就労から一般就労への移行ですが、第3期計画の目標は852人としておりました。平成26年度の実績は1,564人と目標値を大きく上回っております。

次のページをおめくりください。3の労働施策との連携による「福祉施設における就労から一般就労への移行」でございますが、目標に対してはそれぞれ下回っている状況がございます。なお、上から4番目の項目の職場適応援助者（ジョブコーチ）による一般就労への移行者数については、現在、国からの調査依頼を受け調査を行っており、精査中でございます。

資料3-4につきましてですが、障害者計画では障害福祉計画の対象となっている施策を含めて五つの施策目標を掲げております。また、それぞれの施策目標ごとに計画対象事業を持っており、211の事業につきまして平成26年度末の状況を記載しております。内容が多岐にわたり細かい中身になりますので、恐縮ですがご説明のほうは省略させていただいて、ごらんいただきたいと思っております。

以上をもちまして、平成26年度末までの実績状況についてのご説明を終わらせていただきます。お願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、この報告に基づきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いをいたします。なお、ご発言の前にお名前を言っていただくように、速記の関係もございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見を。

はい、どうぞ。

○中西委員 D P I 日本会議の中西です。

まず、1番目に資料3-2のほうですけれども、このグループホームの数ですけれども、7,221、これは増えてきはしたんですけれども、このグループホーム数の問題、国のほうは軽度の精神・知的についてはグループホームではなく地域でというふうな方向性を出しているようですけれども、このあたりについて、東京都はこのグループホーム、介助付きケアホームの部分と分離したときに、つまり在宅での軽度の障害者も地域で、グループホームでという希望が強く親のほうにはあったようなのでそれが増やされてきたけれども、ここのところちょっと伸びが鈍化しているというのは何かそういう傾向を踏まえているのかどうかを一つ伺いたいことが1点。

それから、もう1個いいですか。

○高橋会長 はい。

○中西委員 それから、次にこの精神障害者の地域移行の問題ですけれど、1年以上入院者の退院率25.2%と目標値を大きく下回ってしまったわけですけれども、この平成23年度32%までいったのに、29%という低めの目標を立てたのにさらにそれも下回ってしまったと。これは熱が冷めてしまったのか、市町村の状況を見ると、割に全国平均

では1年以上入院者の退院率というのは増えてきているはずなのに東京都はなぜ減っていくのか、これもちょっと説明が必要だろうなと思います。

そこまで。

○小川課長 では、まず1番目のグループホームについてですけれども、東京都では、皆さんにご審議いただいたとおり、第4期計画におきましてもさらにグループホームについて整備を促進していくということで3か年プランを設けて積極的に整備をしていくという計画を持っております。鈍化しているというご指摘もございますけれども、引き続き伸ばしていくという考えを持っております。ただ、国のほうで軽度をどうするという議論があるというのは承知をしておるんですけれども、まだ正式に国のほうから都に話が来ているわけでも何でもございませんので、その部分については現時点ではちょっとお答えができないというふうにお願いしたいと思います。

○行本課長 精神保健・医療課長、行本です。

精神障害者の地域移行についての指標と実績なんですけれども、29%という指標を当初立てまして、これは国のほうで示した数字をもとに立てておりますが、先ほどお話がありましたように、23年度時点では32%とか上回っている時期もありながら、現在ちょっと若干下回っておりますが、この間も地域移行を進めていくためにさまざまな促進事業やグループホーム活用型の事業に引き続き取り組んでおりますが、そのときそのときの患者さんの状況とかにもかなり左右されますし、引き続き、具体的にこれがなぜ下がったかというのはなかなかちょっと難しいところではあるんですが、この事業等々でさらに進めていくように努めていきたいというふうには考えております。

○高橋会長 よろしゅうございますか。

それぞれの数字は非常にシンプルに示されているので、これは理解を深めるのに大変大事なんだけど、実は相互依存関係にありそうだということも含めたご指摘だと思いますが、これは東京都として把握する場合と、それぞれの現場現場の把握の問題をどういう形で有効な情報にしていくかという、そういうご提起も含めたご発言だったなというふうに思いました。

それでは、どうぞ、今お手が挙がっております。それじゃあ、佐田委員、柴田委員、山下委員の順でご発言を。

○佐田委員 障都連の佐田です。

資料3-2の幾つか先ほどデータが出されているんですが、例えばグループホームの整備のところの数値の中でそれぞれ地域によって差があるのかどうなのか、そのあたりはわかりますでしょうか。ほかの日中活動のところもそうですし、在宅サービスの充実のところも、少しそのあたりもわかれば教えていただければと思っているんですが。

○山縣課長 すみません、今ちょっと手元に地域の資料がないので、ちょっと調べさせていただいてよろしいですか。

○佐田委員 じゃあ、それはまた後で出していただけるということでもよろしいでしょうか。

- 山縣課長 はい。
- 佐田委員 すみません、よろしく申し上げます。
- 高橋会長 それでは、柴田委員。
- 柴田委員 自閉症協会の柴田です。

資料3-1の一番下の相談支援のところなんですけども、計画相談支援の26年度見込みが9,802人に対して、実績は6,800にとどまった。前年度から見れば随分増えてはいるんですけども、第3期の達成率が低いままで、第4期に入るわけですね。そうすると、第4期は、見込みとして27年度が1万638人、28年度は1万1,809人、29年度で1万2,893人という目標を立てているんですが、この第4期の目標達成に向けて、第3期が非常に落ち込んだ結果がどう影響するのか、その辺はどういうふうに見ていらっしゃるのでしょうか。また、なかなか進まない課題は何かという点についてもお伺いしたいと思います。

- 西脇課長 自立生活支援課長の西脇と申します。

おっしゃるとおり、26年度は低い実績という状況になりました。実際、26年度末の計画相談の実績の割合、今回数値を出していなかったんですが、実績の割合としては、総合支援法分、いわば障害者の分が57.2%、あと児童福祉法分、いわば障害児の分が53.9%ということで、本当に半分をちょっと上回るような低い数値になりました。要因としては、実は支給決定の段階において、このサービス等利用計画、あるいはセルフプランが必要ということで、ある意味、26年度末に100%にいく必要がなかったという状況もありました。同時に、なかなか計画相談の支援事業者の立ち上がりが鈍かったということで低い達成率になったという状況でございます。

その後、今年度に入ってということになります。一応9月時点では、総合支援法分、いわば障害者の分が76.3%、先ほど26年度末が57.2%でしたから大体20%ぐらい策定率が上がったと。あと、児童福祉法分、障害児の分が80.4%、ですからこれも26年度末から比べますと大体30%近く上がったという状況です。これは相談支援事業者がそれなりに数が出てきたという状況になりますので、今期の計画においては一応今のところ計画数を達成するのではないかとというふうに当方では見込んでおります。

- 高橋会長 よろしゅうございますか。

それでは、山下委員。

- 山下委員 青梅学園の山下と申します。

市川さんに聞くようなことになっちゃうのかもしれないんですけど、日中活動の現場、通所施設ですね、整備状況としては非常に増えているんですけども、生活介護で特に車椅子を利用される方等が十分ではないんじゃないかという、現場では要望があっても、全部をうちの例えば通所施設でも受けとめられなくて、結構週5日通えなくて週2日とか3日、もう特別支援学校を卒業した生徒が通えないとかというのが結構うちの近くで

もあつたり、B型はかなり余ってきているというような話があつても、重心に近いような人たちの通う場がなかなか、特別支援学校を卒業してもかなり進路指導で困っているという状況があるんですけども、その辺の実態がもし何かわかっていたら教えていただきたいと思います。

○高橋会長 いかがでしょうか。

○小川課長 申しわけないです。実態、山下委員がおっしゃるようなことも多分現実にはあるんだろうというふうには認識はしておりますけれども、ここの計画値そのものは区市町村が出してきたものを積み上げていっているものなんですね。つまり、見込みを立てて、その見込みに向かって達成できるような体制整備であるとかというのをやっていきたいと思いますという目標値でしかない。それに対して、実績のほうというのは、ある意味、支給決定に基づいてきちんとサービスの提供がなされたという実績だと思うんですね。なんで、見込に対して外れたということは間違いないんですけども、サービス提供は支給決定ということを前提にすれば必要なものは出されているんだというところまでしか実は読めないんですね。だから、その支給決定そのものがどうだったかという問題に立ち戻っていく話だと思いますが、そのあたりにいろいろなお声は聞きながら今後進めていくと、ただ、供給量についてはきちんと守っていききたいというスタンスで考えております。

○高橋会長 よろしいですか。

○山下委員 はい。供給はされているんだと思うんですね、数的には。ただどうしても、昨日もちょっと知的部会での話題の中にあつても、例えば生活介護事業でも働く生活介護的なものはできてくるんだけど、重度の人たち、車椅子だったりする人たちの通う場が重心のB型みたいなこと、そこまでいくかどうかわからないんですけど、その辺のところのニーズが非常に高い、けどもなかなか充足できなくて、もちろん我々も今後うちが例えば建てかえをしたときにはそこを増やそうとかって思っていますけど、いずれにしろそういうニーズが非常に地域では高いというところがあつて、数的には伸びて就Bはなかなかちょっと、少し今度は部分部分では供給過剰的な感じがして、今逆に東京都さんの方向性もよくて、一般就労や、それから就労Aに行く方とか、そういう傾向が非常に強いというようなニーズの変化があると思うんですけど、できれば今後そういうもう少し細かくも見ていただいて計画も作っていただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ、加藤委員。それから、小澤委員。

○加藤委員 公募委員の加藤です。

資料3-4の10ページ目です、具体的には、40番の障害者地域生活・移行定着化支援事業のこの中身の事実等についてちょっとお聞きしたいのと、次の41番について

もちょっとお聞きしたいと思っています。

40番については①、②とありますけれども、特に②のほうの区市町村支援事業が4区市で実施ということで、何か数的には非常に少ないなというような印象があるんですけども、これはどうしてこういうふうに数が少ないんだろうかという、何が問題、課題なんだろうかということと、参考までに実施をしている区市を教えてくださいというふうに思います。

それから、その40番の③のところで27年度の新規事業ということで実施されていますけれども、現在の時点での実績及び課題が、新規事業として実施してどういうことが課題として今なっているんだろうかということをお教えいただければと思います。

41番のほうも、後にしますか。

○高橋会長 まとめて。

○加藤委員 よろしいですか。

41番のほうについては、検討委員会が3回行われているということで、具体的な検討事項というのはどういうことなのか、また検討内容、いろいろ3回会議が行われているわけですが、検討内容での課題というのがどういう形で委員会の中で上がってきているのでしょうか。

また、ここにモデル事業ということで書いてありますが、この実施時期、目標、そこいらはどういうふうに今考えられ検討されているのでしょうか。

以上の点、よろしく申し上げます。

○高橋会長 それじゃあ、担当のほうから。

はい、どうぞ。

○加藤委員 時間がかかるんだったら後ほど。

○山縣課長 調べてまとめてお答えします。

○加藤委員 はい、教えてください。

○高橋会長 答えやすいところから教えてくださいということ。

○山縣課長 加藤委員、すみません。ちょっと手持ち資料を今調べて、後ほどお答えさせていただきます。少々お待ちください。恐縮でございます。

○高橋会長 では、引き続き小澤委員の質問を。

○小澤副部長 資料3-1、先ほど柴田委員のほうからもありました相談支援で、知りたいんですけど、大抵これ東京はかなり策定割合が悪いというので大変有名なところだと思うんですが、それで、別に割合の話はさておいて、もう一つ目立った数字が最近見えてまして、セルフプランの割合は高いというのもある種特徴がありまして、従いまして、これはセルフプランか代替プラン、つまり事業者がお作りにならないプランに関しての割合というのか数がどのぐらいあって、全体の行政としてはどう見ているのかというのをちょっと知りたくて、それはもしご意見があればいただきたいと思うんですが。以上です。

○西脇課長 自立生活支援課長の西脇です。

昨年の9月の実績報告の数字になりますが、総合支援法のいわば者分については、全体の計画作成のうちセルフプランの割合が大体30%ぐらいです。児童福祉法の分が、これも大体30%強という状況になります。あと、代替プランのほうは、他県の状況がわからないので多いのか少ないのか判断しづらいところですが、総合支援法分でいきますと全体の大体2%ぐらいというところになります。児童福祉法の部分が、これも全体の1.5%ぐらいという割合になります。おっしゃるとおり、確かにセルフプランの割合がちょっと高いなというのがありますけど、その辺の事情とか分析のほうは今のところまだできていない状況ですので、今後その辺の分析はさせていただきたいと思います。

○高橋会長 よろしゅうございますか。

○小澤副部長 ということで、どう評価するかって難しいと思うんですけど、非常にちょっと、ほかと比較すると幾つか特徴のある数字を出しているの、詳細にぜひ検討していただけたらと。

以上です。

○高橋会長 それじゃあ、ちょっと整ってからの答えということで、今作業中でございますので。

そのほかに。

はい、どうぞ。伊藤委員。伊藤委員、松矢委員の順で。

○伊藤委員 都精民協の伊藤です。

3-3の下のグループホームの数が計画より増えているということなんですが、ちょっと教えてほしいんですが、精神障害者の割合、その3障害のグループホームの中で精神障害者の数の割合というのがわかれば教えてほしいし、その中で東京都がやっている通過型という有期限のグループホームもありますけど、そこと期限がないグループホームとの割合の数値がわかれば教えてほしいということで、あわせて短期入所も同じように障害別数がわかれば教えていただきたいということ。

もう一点は、先ほど来出ています1年以上の精神科病院からの退院の率の数が下がっているというところの理由をおっしゃっていただいたんですが、一つ私が考えるには、先ほど出ているサービス等利用計画が相談支援事業所にやっているという、その業務のことからなかなかできなくなっているのが事実あるのかなというふうに思っていますし、東京都の施策としてグループホーム活用型ショートというのものもあるんですが、その数が少しずつ減っているというのにも影響しているのかなというのを思っています。27年度の前半期が過ぎたわけですけど、それについてもこの伸びが数的に下がり傾向なのか少し上昇傾向なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○高橋会長 答えられるものからお願いします。

○西脇課長 自立生活支援課長の西脇です。

全体の質問の中の一項目、ショートについて障害別の割合があるかというご質問なんですが、ショートの指定というのは障害別で指定はしていない状況ですので、実際の利用については受け入れ態勢がどこまでできるかというのがありますが、3障害の方、一応建前上はどの障害の方も受け入れるという形になっていますので、その関係で障害別の受け入れがどれだけあったというのは、東京都はもちろん、区市町村でも把握していないという状況でございます。

○行本課長 退院率が下がっている理由は、患者さんの状況等が密接に関係しており難しい。(会議終了後、個別に回答)

○高橋会長 橋本委員から手が挙がっていた。

どうぞ。

○橋本委員 すみません。私も東京都育成会本人部会の代表として参りました。

私もグループホームに実際今生活しているんですけども、こういった数字が上がってきてだんだん増えてきてはいるということで、これは喜んでいいと思うんですけども、その中でやっぱり仲間たち、いろんな障害者がそのグループホームの中で生活をしていると思うんですね。だから、そういう中での現状というのが何か数字と一緒にもし出していただけたら、そんなに細かなくてもいいんですけど、その中でこれだけのことがやれるんだと、これだけのことができるようになったということでも結構だと思うんですね。そこに入るまでの葛藤もいっぱいあると思うので、そういう細々としたことまでお願いができないかもしれないんですけども、そういう現状も含めて、もしお願いできればと思いますのでよろしくお願いします。

○高橋会長 恐らく、それは先ほど加藤委員がご質問なさった検討委員会の話ともちょっと関係があるかもしれないので、あわせて検討委員会のことが担当の方がいらしたらちょっとその話も含めてご説明、要するに量の問題と同時に、いつも常にここで問題になる質の問題ですから、それについてどういう議論が行われているかを。

はい。今の時点でお答えできる範囲でお答えいただくとありがたいんですが。

○山縣課長 恐縮です。実は、ちょっと今整理して順番にお答えいたしますので、もうちょっとお時間ください。恐縮です。

○高橋会長 ご苦労さまでございます。よろしく申し上げます。

それでは、少し視点を変えてほかの。

はい、どうぞ。宮沢委員ですか、矢野委員、ごめんなさい、ちょっと。

○矢野委員 知的障害者育成会の矢野です。2点あります。

一つは、先ほども出ましたけど相談支援ですが、契約に必要なだからということで伸びたというようなことでは困るので、特に知的の場合は、そのご本人がどういう生活を望んでいるかということのを丁寧に相談支援専門員の方に聞いていただいて計画を立てていただきたいと思いますので、数値としては伸びておりますが、セルフプランも含めてどこまで内容が充実しているのかということが気になるところです。

もう一点は、51ページの196番、障害者に関する調査の実施ということで、今回は平成30年度実施予定と書いてございます。今回、前回のときにも項目がもう一つ時代おくれではないのかなというか、新しい国の考え方とか障害者権利条約というような関連からの質問はどうなんだろうということが出ておりましたので、いつその内容を検討するのかということと、そのときにはぜひ早目に、そういう前回からの継続性も必要だとは思いますが、その内容について検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○高橋会長 これはご要望も含めてですが、何か。

○西脇課長 自立生活支援課長の西脇です。

先ほど矢野委員のおっしゃった相談支援について、当然、障害の分野についてはセルフプランという制度もありますし、本人の意向を尊重するというのは当然のことですので、各相談支援事業者に対してはその辺は適切に引き続き指導していきたいと思えます。

○高橋会長 はい、それじゃあ松矢先生。

○松矢部会長 これは意見ですけど、やはり量か質かということ、やはりこの権利保障との関係もありますし、権利条約、いよいよ差別解消法を迎えますから、一人一人のニーズがどう満たされているのかという、その量的なものだけじゃなくて、そこに重点を置いていかなきゃいけないと。今回は第3期の総括ですので、来年はその第4期の1年分の評価をして、場合によっては変更すると、プランを、そういうことがありますね。今年それをやるのかなと思って勘違いしていたんですが、そうじゃないというので、ちょっと観点を変えて意見になります。

私は、教育、福祉、労働、全部関係してきました、国の関係で。やはり連携が悪いんですよ。例えば東京都は教育委員会のほうになります、きょうは課長さんもいらっしゃっていますけれども、この間の就業促進ということで、十数年前は20%台だった就職率がもう40%を毎年更新しているんですね。それも徐々に上がっているということなんです。その分だけ重度の方たちが福祉進路を選んでいる、だからそれでもその中でまた企業就職にも移行しているといういい時代になったんです。だから、一方で何が起きているかと言うと、山下委員のおっしゃったように、生活介護は増えているけど重い人たちを受け入れる体制がとれていない。ですから、一昨年来ぐらいから特別支援学校の特に肢体不自由部門の進路の先生がえらい困っているんです。もうくたくたになっています。要するに、受け入れるにはそれだけの職員体制が整っていきやならないので、一応生活介護はその重い方々の、つまり前でいくと生活実習上相当のところを念頭になっていると思うんですが、しかし体制が悪いです。私はそれをなぜ言うかということ、一昨年秋から私も「森の会」という社会福祉法人の理事長になりました。それで、生活介護を開いたんですね。ですからもう殺到しています、特別支援学校が。それもずっと盲重複で寄宿舎でいらっしゃった方がいらっしゃる、しかも車椅子も使っているというように、お断りするわけにもいきません、開いたばかりですから、なるべくという

ね、でももう満杯になったら次の段階の定員がありませんので。そういう全体の定数は増えている、だけど、一人一人のニーズはどうかというと、これだけ東京都は区と市に、多摩地域部分がありますのでやっぱりずっと地域格差ということが専門部会でも出ていたんですね、専門委員会で。それは、やっぱり東京都もそういう全体の地域のニーズがどうかということの評価できるそういう体制を作らなきゃいけないですよ。

この総合支援法は、確かに区市町村、地域密着でいいところもあるのですが、やはり東京は圏域行政をとっていませんのでなかなかそこまで、細部までいかないわけです。だから、私が市の部分のいろんな委員をやったことがありますけれども、例えば狛江市の市長さん、委員、いらっしゃっていませんが、狛江市は小さな市です。そこで、ベッドタウンですから特別支援の学校を利用しているお子さんは多いんですよ。でも、この卒業生を市で賄えないんです。そういう問題をどこで、じゃあきちっと押さえるかという場がないんですね。圏域行政だと、圏域だとブロックごとにやりますので、弱いところはその圏域の中で調整するということができますが、東京都は多摩格差を調整できません。ですから、そういう問題ですね。そして、特別支援学校が4割の生徒、つまりかつての20%台からすれば200名ぐらいの生徒を企業就職しているわけですから、そのあいた部分の予算は、福祉行政のほうが減るんじゃなくて増やすようにしなきゃいけないんですね、重い人たちのために。そういうネットワーク、調整管理はどこでなされているのか、そういうことがぜひ重要ですし、今ここでそういう部門ごとの、教育委員会とその生活支援等々の、医療と、そういうあれがどこでどういうふうに予算段階で高い専門家的なレベルで調整が行われているのか、その可能性があるのかというようなところはちょっとお答え願って、来年度のプランの見直しの際にはそういう細かい検討ができるような体制をつくっていただきたいなど、計画を見直すというようなときですね。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

大変大事なご指摘をいただいたというふうに認識しておりまして、僕は、東京都の役割っていろいろあるんですが、これは広域自治体としてレビューというものがどれだけできるかって非常に、今までのご質問の相当部分はそれにかかわるものなんですね。地域格差というか地域別にどうなんだろう、障害種別に、これは情報のとり方でなかなか難しいというお答えもあったんだけど、やっぱりニーズをどれだけの確にサービスが充足しているんだろうかというそういう視点からのご質問ですし、それから今、松矢先生や、それから山下委員がご指摘した、ニーズの構造が変わってきている、そうすると、これは障害福祉計画ではなくて障害者計画のほうと、教育というのはまさに障害者計画として、今まで我々はどうもいろいろ縦に建物を建ててきたんだけど、これはどうも構造が変わってくると縦を横にしながら調整する、これは予算措置も含めてということをおっしゃいましたが、そういう意味ではそれはそれぞれの実施現場にレビューをしながら

らどういう方向性が必要なのかということも課題提起できるようなレビューの仕方というのは、これはあえてハードルを高くして物を言っております、今までの手法はちょっとそういう意味では、これは国も含めて、数量化したのはいいんだけど、その数量化の相互関係とかニーズとの関係とかというのが、むしろそのことによってわかったようなわからないようなことになっているという現実がございます。そういう意味で、やっぱりレビューをしながら東京都として底上げをしなければいけないことは何なんだろうか、これは従来は補助金を打つというやり方だったわけですが、それだけではどうも済まない、むしろ組織的な再構成みたいな、これはまずは調整ということになろうかと思っておりますが、そんなことも含めて、恐らくまさに、僕はさっき間違いましたけども、第3期と第4期をどうつなぐのか、それはきょういろいろな形でご指摘をいただいている議論が大変ヒントになっておりますので、その過程でやっぱりそのレビューの仕方なのかそこら辺もぜひご検討いただきたいのと、今までのちょっとご質問等を含めてちょっと整理させていただきました。

どうぞ、越智委員からお手が挙がっておりますので。

○越智委員 東聴連の越智です。二つ質問がございます。

まず一つが、資料の3-3、一般就労の実績のところ、かなり成果は上がっていると思います。特に施設からの支援で就労されている方が多い、障害者就労でそういうところ、支援センターの数がふえたことも影響していると思います。さらに、そういうことで成果は出ております。その関係で関心があるんですが、施設入所を続けている障害者別のデータがない、就労関係も障害者別のデータはありませんか、それが一つと。

もう一つが、資料の3-4、48ページになります。187ですね、「手話の交番」というのがありますね。数を見ると4所、4交番、数が少ないですね、もっと増えてほしいと思います。

実を言いますと、この手話指導は私どもが担当させていただいております。申し込み状況を見ると、大きな署の事務担当の方が比較的多いんですね。交番勤務の職員は数が余らないんです。それはなかなか増えない部分にそれがなっているのではないかと思います。交番勤務の方が手話学習にしやすい環境をつくることはできないでしょうか、ということが二つ目です。

以上です。

○高橋会長 警視庁はいらっしゃらないようなので、お伝えください。

○小川課長 申しわけありません。実態もお伝えいただきましてありがとうございます。警視庁のほうには、そういうご意見があったということをお伝えさせていただきたいと思っております。

○高橋会長 1番目の質問から。

○梶野課長 就労支援担当課長の梶野でございます。

一般就労の実績の障害別データですが、まず、上の区市町村障害者就労支援事業のほ

うでございますが、26年度の内訳は、身体障害の方が171、知的障害の方が764、精神障害の方が842、その他55でございます。一部重複がありますので、合計とは一致いたしません。

それから、「福祉施設における就労から一般就労へ」、下の段のグラフでございますけれども、全体の多くを占めます就労系の3サービス、就労継続支援A型・B型、就労移行の計で申しますと、26年度の新着者が、身体の方が117、知的の方が364、精神の方が757、発達の方が200、それからその他8というような内訳でございます。内訳は精査中のため、少しずれがある可能性があり、また、就労系以外のサービスからの新着者が加わりますので、合計とは合いませんが、概要としては以上の状況でございます。

○越智委員 ありがとうございます。

○高橋会長 それでは、笹川委員からお手が、そして中西委員、柴田委員という順序で。

○笹川委員 まず、3-4の資料、181番ですけれども、音声コードのマニュアル作成というところがあります。我々視覚障害者の場合、やはり点字が一番いいんですけれども、なかなか点字ではボリュームがあり過ぎて読めないということがあるので、最近はこの音声化がかなり進んでおりますけれども、その方法が今3種類あります。一つはこの音声コード、それから一つはデージー、それからもうちょっと古くなりましたけれどもカセットテープというものがあるんですけれども、これはそれぞれその対象物によってどれを当てるかということなんです。最近の傾向としては、一番皆さんが期待しているのはデージーです。これは、機械の操作がわかりやすいし、それから長時間録音ができる。ですから、当然資料なんかも30時間も40時間も入れることができるという、たった1枚のCD盤で、そういうことになっているんです。

やはり音声化する場合は、どれを選択するかということ当事者団体と相談してもらいたい。実は昨年9月1日に出された、これは東京都の全世帯に配った災害対策の図書ですけれども、視覚障害者用として配られたのはもう電話帳ぐらいの大きさのものがぼーんと来たんですね。それはみんな音声コードがついていまして、音声コードで読んでくれということなんですけれどもとても読めるような代物ではないんです。そういう点で、この音声コードだけにこだわるということじゃなくて、事前に私どものほうに相談してもらいたい。この防災対策が出たときには、もう本当に抗議の電話がじゃんじゃんかかってきまして、私ども全然知らないんですね、どこでそれが決められたか、どこでつくられたか、それもわからない。ただ、総務局の発行というだけはわかったんですけどね。そういうふうに、せっかくだけつくっても役に立たないものを幾ら金をかけても仕方ありません。当事者団体と相談するというのをやはり前提として、今後対策を講じていただきたい、これが第1点です。

それから、第2点は188の東京都の身体障害者職員の対応ですけれども、11名と出ておりますけれどもこの内訳がわかれば教えていただきたいし、何ですか、全部知事

室ということになっているけれども、11人全部が知事室に配属されているのかどうか、この点もお願いしたいと思います。

それから、189番、選挙公報の問題ですけれども、この選挙公報、点字化、音声化はされております。しかし、当事者になかなか届かない。というのは、各自治体の選挙管理委員会がリストを持っていないんですね。ですから、本人から申し出ない限りは届かない。これはちょっとやはり平等に反することじゃないかと思います。一般の家庭全部、もう新聞をとっているところは折り込みでいっぱいあります。夫婦で視覚障害があるような方のところへは何も行かない。そういうことでは、もうこの7月も選挙がありますけれども、選挙に参加することもできないというのが実態なんです。この辺は選挙管理委員会はどうか考えておられるのか。例えば私が住んでいる自治体では、選挙のたびに申し込むようになっていまして、ですから、一回申し込めばもうリストはそれでできるはずなんです。ところが、たんびたんびに希望を出せと、こんな対応がなされているんですね。これはちょっとやはり平等に反するんじゃないかというふうに思います。

それから、201番の同行援護従事者の問題ですけれども、数字は出ていますけれども、実際にこの人数で対応ができていっているのかどうか、この辺がまた私どもは全くわかりません。この辺の調査もぜひしていただいて、適当な数字であるのかどうか、この辺もお願いしたいと思います。

それから、先ほど小澤先生から出た計画相談支援員の問題ですけれども、これはもう本当に自治体によっては大変対応がおくれているところがあります。この辺が、実態を東京都はどの辺まで把握しておられるのか、この辺もお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○高橋会長 幾つかをきちんと伝えていただかなければいけない話、大変評判になった東京防災がそういう話だとは私もあれですが、やっぱりその時点でどういう配布方法がいいかということはきちんと把握しないといけないなというのを改めて勉強させていただきましたが、それ以外を含めて、ちょっと今のご質問にコメント、お答えをお願いいたします。

○西脇課長 今、笹川委員から質問のあった中の幾つか。自立生活支援課長の西脇と申し上げます。

先ほど音声コードの関係で、総務局で所管している災害の関係の東京防災が一方的に送られたということで、大変、笹川会長さんをはじめ関係団体にはご迷惑をかけたところでございます。当然事前に関係団体さんと調整をしていただくようにということで、各局にいろいろ話はしているところでございます。それがなかなか行き届かなくて大変ご迷惑をかけたところでございます。今回の件についてもそういう情報を得ましたので、やり方が少し乱暴過ぎるんじゃないかということで総務局にご説明というか、話はさせていただいたところでございます。笹川委員のおっしゃるとおり、事前に団体との調整というのが大切になりますので、それらは各局へ引き続き周知をしていきたいと思いま

す。

それと、相談支援専門員の関係ですが、確かに笹川委員のおっしゃるとおり、各自治体間でばらつきというか、先ほど言いました策定率についても格差があるという状況でございます。それだけ相談支援専門員の配置が自治体によって偏りがあるという状況は確かに事実でございます。その辺の格差をこの先解消できるように、各自治体と、あと実際に相談支援事業を担うのは各事業所になりますので、各事業所にも働きかけを昨年度いろいろさせていただいたこととございますし、今年度もまた再び、特に策定率が低い自治体については引き続き働きかけをさせていただきたいと思っております。

私の関係は以上でございます。

○高橋会長 ほかに。カバーで。

○小川課長 人事委員会と選挙管理委員会の話は前々からもご指摘をいただいているところとございますので、もう一度きちんとお伝えをしたいというふうなこととご了承いただきたいと思っております。

○笹川委員 この11人の内訳はわかりませんか。

○小川課長 現時点で、ちょっと手元にわからないので、また。

○高橋会長 これは総務部ですかね、総務局か、今人事をやっている。

○小川課長 そうですね。

○高橋会長 ちょっとそういう他部局にかかわるので、細かい数字は。

よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○山縣課長 居住支援課長の山縣と申します。ちょっと手順が悪くて申しわけございません。今それぞれいただいたご質問につきましてなるべく正確な回答と思ひまして、ちょっとお時間をいただいて調べさせていただきました。順番に答えさせていただきますのでよろしいでしょうか。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○山縣課長 恐縮でございます。

まず、佐田委員のほうからご質問ございました、グループホームの日中活動系の地域格差というところのお話だったと思うんですけども、26年度についての具体的な資料についてはお手元にはちょっとお配りしていないんですけども、第1回専門部会、平成26年の7月22日にお配りさせていただいた資料の中に平成25年度末時点の日中活動系サービス事業所、区市町村別の全体の人数、グループホームのほうの人数なんかも載っているところがありまして、26年度分についてはこれに数字がプラスになっているんですけども、傾向は大きく変わっていないとお思ひいただいて結構でございます。実際これを見ていただくとわかるんですけども、区によって若干ばらつきが確かにありました。市と区とでばらつきというのが実際あると思うんですけども、ただ、これを機械的に見るということではなくて、実際グループホームとか日中活動の場をつ

くるときには地元の自治体のほうと必ず相談しております。我々のほうがそこに建てなさいとかそこはだめだということを示すのではなく、まずたまたま土地がそこにあるからということからスタートはするんですけれども、そこで地元自治体のニーズがあるかどうかというところを相談しながら実際は建てているというところが大部分でございまして、地元自治体と相談しながら建てているという点におきましては、地元のニーズにかなり近い形で建てている部分が多いのかなと思っております。ニーズがあっても実際の場所がなければ建たないというところは実際あり、そういった意味では数字上はばらつきがあるかもしれないけれども、それだけではなく地元のニーズに近い所で整備されているのかなと思われるところでございます。申しわけありません。

○高橋会長 今、加藤委員から先ほど幾つか質問があったのはどれが、どこで回答しているの。

○山縣課長 すみません。じゃあ、続けて、すみません、恐縮でございます。申しわけございません。

精神のグループホームの割合というところでのご質問があったかと思えます。グループホーム全体で精神を主たる対象者としたグループホームについては、グループホーム全体で約3割が精神ということになっておりまして、そのうちの約7割から8割が通過型という整備結果に現状ではなっております。

次に、あとグループホームを利用することによって利用者の変化がどんなものがあるのかというご質問があったかと思うんですけれども、これは人によってまちまちだと思うんですけれども、私ども運営指導なんかに行った職員からの結果なんかを聞いて見ますと、例えば生活訓練をきちんとやることによって、家庭ではおねしょを漏らしちゃうような方がちゃんとトイレに行けるようになったとか、あとはご自身で買い物に自宅ではなかなか行けなかったのが、グループホームに行ったら自分で買い物に行けるようになったとか、そういった成果があったということを実地の世話人さん等から聞いているというお話がございまして。これ以外にもまだまだあるかとは思いますが、ちょっと現状聞いているのはそんなところでございます。

あと、すみません、最後に加藤委員のほうからご質問がございました、まず地域移行定着生活支援事業について四つの市が取り組んでいる内容というところで、実際これにはまだ四つの市しか取り組んでいないということで、実際こういう数字で出ているということだけをみると、まだまだ各区市町村においては地域移行の認識が、低いとも考えられるところでございます。

ちなみに四つの自治体につきましては、台東区と、あと練馬区、あと八王子市、あと調布市、四つというのはこの四つの区市でございまして、実際にやっている内容ですけれども、台東区におきましては地域移行のための「安心生活支援事業」というのを行っているようで、その事業を行う部分についてこの包括のほうの予算を使ったというところでございます。八王子市におきましては、地域の自立支援協議会において地域移行

に関する調査等の委託を八王子のほうがそこに委託をして実施したというところがございます。練馬のほうにつきましては、耐震促進事業とか、あと福祉カレッジみたいな講座を行っていると聞いてございます。調布市におきましては、地域自立支援協議会のワーキングで地域移行に関する調査委託を実施しているという内容を報告を受けてございます。

あともう一点、すみません、最後になります、恐縮です。加藤委員のほうから、単身生活モデル事業の検討委員会の報告の内容ということでご質問がございました。これについては24年度、25年度にかけて実際支援を実施して、その結果を26年度にまとめたというものでございます。

検討した項目については、単身生活に向けた意識の問題とか、日常生活の能力、どういった能力があれば一人で生活できるのか、どういう意識があれば自立できるのかとか、あとは金銭管理とかそういったことが、どういったことをやれば一人で金銭管理ができるようになるのかとか、あと、実際一人で暮らすアパートについて、実際確保するのと入居するためにはどうすればいいのかなど、大きなところではその四つの項目について検討して、結果としてまとめて、その報告書の中では提言として「単身生活移行に取り組むグループホームの支援が必要だ」ということの結論と、あと、「日常生活能力の向上とか緊急時対応など、利用者への個別支援が必要だ」と、あと、物件確保に向けてのハードルの引き下げとかそういった提言を受けまして、27年度から「単身生活サポート事業」というのを我々のほうで現に行っているというところがございます。

非常に雑ばくな説明で恐縮ですが、以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

○山縣課長 遅くなりましてすみませんでした。申しわけありませんでした。

○高橋会長 ちょっと時間のことがあるので、ちょっと一応これで。

あと、さっきご発言、それがお二人いただいて、そろそろ進行のこともありますので。それじゃあ、柴田委員。

すみません、坂本委員からご発言いただいているので、まずは坂本委員。

○坂本委員 私からは、平成26年度の関係ではなく平成27年度の関係ですから、要望という形になると思います。こちらの事業の22で、保健所機能の充実の問題です。難病患者は、ご存じのとおり、平成27年の1月から対象疾患が56から306疾患に増えました。今後、難病対策地域協議会が作られていくことになっています。この件で、保健所の体制を強化していくことが、どうしても難病患者にとって必要であると考えております。今後の課題という形になろうかと思いますが、ぜひご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○高橋会長 それじゃあ、柴田委員、中西委員ということで。

○柴田委員 障害者基本法で発達障害者が障害者の範囲に入ったわけですがけれども、この発達障害者の実体がなかなかわからなくて、第4期の計画でも、その点は不十分だった

と思っています。現在、私は東京都発達障害者支援センターの嘱託として、地域支援マネジャー事業ということでこの2年間をかけて都内のほとんどの市区町村を回ったのですが、幾つか大きな問題がそこにあるというふうに思います。

一つは、まず児童の問題で、文科省が普通学級における発達障害ではないかと思われる子供の数を約6%から7%と見積もっていますけれども、中学校になりますとそれにプラスして不登校が増えていくということがあります。それで今、専門家の間では、トータルすると10%ぐらいの人たちが、発達に何らかの支援が必要な人たちではなかろうかというふうに見られています。学校では、今のところ、その対策はまだ不十分であると思われます。

その次に、その人たちが大人になったらどうなるのかということですがけれども、それがなかなか見えてきません。障害福祉サービスを受ける人たちはその中のごく一部でありまして、ほとんどの人が障害福祉サービスにかかわっていません。

ところが、生活困窮者自立支援など生活保護関係で、発達障害ではないだろうかと思われる人がいます。

それから、東京都は35歳以下のひきこもりの対策を行っていますが、そのひきこもり対策の中でも、発達障害ではないかと思われる人が相当いると言われていています。その人数は、よくわかりません。

それから、高齢者の地域包括支援事業の中で、高齢者の虐待通報を受けて行ってみると、虐待している人が実は発達障害ではなかろうかとか、しかもそれが長期のひきこもりで社会生活に参加していないというような人たちがいるという話を聞きます。今まで保護していた親が高齢になって保護できなくなったときに、では本人が一人で生きていけるかという、そこでまた大きな問題が生じてきます。時々世間をにぎわせておりますさまざまな事件の背景に、生活に困難を抱えた人たちがいて、そこに光が当たっていないという問題があります。そういう人たちがどのくらいいるのかということは、実はよくわからないんですけれども、少なくとも小学校・中学校で10%近い人たちが何らかの困難を抱えているのだらうといわれていることから考えますと、やはり相当の人たちが、まだサービスが行き届かない中で、困っている状態にいるのではないかと考えられます。

第4期の計画ではそこまで十分に議論できなかったのですが、これらの問題を第5期に向けて、あるいは第4期の見直しをする時があるのならそこで、大きな課題として取り上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 高橋会長 これは大変重要な課題提供をいただきました。これは事務局としてきちんと受けとめて、というのは実は私は大学から足を洗いましたが、あるときに大学の教師の先生方と大学にも相当発達障害の人がいて、その人たちはとにかく就活問題で挫折する、そこでそれこそひきこもりになるという。そうすると、これは生活困窮者支援法というのはかなり狭い対象でつくられているが、実は将来この対象に確実になっていく

というような、いろんな形で認識は、政策当局も認識しているんですが、それを政策化するということについては従来型の手法ではとても難しいという。まず、たまたま私、前の大学で自閉症、発達障害の学生の指導をして、彼女は非常にうまくいったんですが、彼女が論文にそのことを書きまして、やっぱり早い時期に専門サービスと結びついたので私は仕事をしながらという、そうすると早いサービスに結びつけるということが、障害の認識がないし、親もそれをディレクトするというそういうこともあるんで、これは自己的な対応をすると大変大きな社会的コストが発生するということだけは明らかなんだけど、そこら辺のことを含めた共通認識をまず持つということが非常に重要なかなと思いつつ今のお話を伺っておりました。これはぜひ大きな宿題として、どこでどうするかと、これはまさに組織間、それこそ制度間の調整が絶対必要なもう一つの領域ですので、そういうことも含めてぜひよろしくお願いします。

ということで、中西委員。

○中西委員 ちょっと大きな問題で、東京都の私が見解を伺いたいことがあるんですけども。権利条約が公布されて、それに伴って障害者の権利法についても国内法で整備がされているところですけども、基本法の1行では「他の者との平等な権利を保障する」と、それから権利条約19条では「地域での支援を受けての生活を保障する」という文脈の中で、今問題になってきているのが、居宅介護の中で家事援助で、車椅子の女性が子育て中である、家族もいる、その場合に、介護保険制度においては家族の料理をつくっちゃいけないとか家族の洗濯もしちゃいけないとかいろいろな制約があるわけですけど、障害のほうはそこは大らかにやってきたわけですけど、こここのところに来て、19年に介護保険に統合するためか知らないけれども、だんだん介護保険に倣うような運用をするところが出てきたという問題が起こって、我々もかなり神経をとがらせたりするところなんですけれども。こういうときに、東京都、介護保険、それから障害福祉の家事援助サービスがあると、ただ別物であるよと、こちらは障害者の生活上、全体として保障する、家族のことまでやるのも可能と、こちらは家族のものはだめだと、なぜそこに違いがあるかと言ったら、基本法でうたわれている、権利条約でうたわれているからだ。論理的根拠はあるわけで、このあたりの見解を東京都はどう考えるのか。国が例えばそこで統合化の中で一体としたものとする、サービス内容は異ならないということに言ってきた場合に、東京都はやはりこれは権利条約に違反するんだという立場で国の政策変更に対してきちっと対応してもらいたいわけですけど。東京都は、基本的には憲法があって、その次に権利条約があって、総合支援法がその下にあるわけですから、上位法に従うという意味では基本法、そして権利条約に基づく判断をしなければ裁判書で恐らく負けるだろうと思いますけれども、その問題についてどういうふうに今考えていらっしゃるか、基本的な考え方を伺いたいと思います。部長がいいと思います。

○高橋会長 大変難しいご質問でございますし、ちょっとそれに答える状況では私はないというふうに思っておりますので、そういうご意見、ご発言があったということはもち

ろん議事録として残しますので、これに対して部長お答えくださいじゃなくて、これは都知事に答えてもらわなきゃいけないようなイシューですから、これはちょっと回答は控えていただくということによろしいかと思えます。

○中西委員 議事録に残していただければ結構です。

○高橋会長 むしろそれも含めまして、障害者差別解消法の対応状況の報告もごございますので、ちょっとこれで、時間も予定をちょっと押ししてしまいましたので、議題2に進みたいのですが。いずれにしろ、きょういろんなご発言をいただきましたものは速記録を精査していただいて、しかも回答が不十分だとすればそれを補うような形でちょっと整理はしておいていただいたほうがよろしいなと思えましたし、それから、第3期の計画を第4期につなぐと、第4期をつくる時は実は結論がわからないまま第4期の計画をつくっていたわけで、当然のことながらその第3期の成果を踏まえて、あるいは足らざるところを踏まえて、もう一度第4期の計画を吟味するということはぜひ必要なのではないかというふうに考えますので、それはどうするかというのはまた別として、事務局の作業としてはそれをやっていただいて第4期の進行管理につなげていただくということは必要かと思えます。これは、先ほど松矢部会長からもご発言をいただいたことをございますね。そこら辺を含めて、それからいろんな形で提起された、私も申し上げましたが、レビューの仕方、これについてはやっぱり進行管理というのをどういう形でやるかということ踏まえて、東京都としてのスタンスというか、「福祉先進都市」というのが知事のキャッチフレーズでございますし政策の方針でございますので、福祉先進都市にふさわしい障害者計画の進行管理とは何かということについてはぜひご検討いただいたほうがいいのではないかというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

ということで、次の障害者差別解消法の対応状況について、事務局から参考資料としてお配りしてございますが、これにつきましてご報告いただき、ご意見をいただきたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。

○下川課長 事業調整担当課長をしております下川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元、参考資料の5をごらんいただければと思えます。私のほうから、時間の関係もあります、概略になりますけれどもご報告をさせていただきます。

障害者差別解消法、ご案内のとおり、今年の4月1日から施行ということになります。この対応状況ということですが、まず法の概要ですけれども、こちらについては、1ページめくっていただきますと内閣府が作成している資料にはなりますが、法の概要について掲載させていただいております。具体的に東京都なり都内の民間事業者さん等がやらなければいけない措置につきましては、この真ん中のところのボックスで「差別を解消するための措置」というところに書かれてございます。

大きく二つございまして、一つは、「不当な差別的取扱いの禁止」ということで、こ

こちらについては国や地方公共団体、行政ですけれども、もしくは民間事業者、いずれも法的義務として不当な差別的取扱いについては禁止ということになってございます。

一方、右側にあります「合理的配慮の提供」、こちらにつきましては、実際に障害をお持ちの方々が社会生活や日常生活の中で、社会的障壁の除去、いろいろな不都合、バリアの除去について合理的な配慮が必要だというような申し出があった場合の対応ですけれども、こちらについては国や地方公共団体等については法的義務として過重な負担にならない限りは提供しなければいけないということになってございます。一方、民間事業者につきましては、障害のある方との接点等も、もしくは事業所等の規模・内容もさまざまということで、努力義務ということになっているものでございます。

こちらにつきましては、もう既に国のほうで、基本方針、それから職員対応要領等作成をしており、自治体については職員対応要領、この真ん中のボックスの（２）というところですが、策定が努力義務ということで定められているところでございます。また、民間事業者については主務大臣が対応指針（ガイドライン）を作成するというところになってございます。

それから、差別を解消するための支援措置ということでは、下のボックスになりますけれども、相談・紛争解決のための体制整備であるとか、地域の中での障害者差別解消支援地域協議会の設置、その中での関係機関の連携等々が支援措置として法律の中で定められているというところでございます。

お戻りいただきまして、現在の状況でございます。

まず初めに、２番のところですが、国の準備状況というところでございます。先ほど申し上げました国の職員、各省庁等の職員の対応要領、もしくは事業者向けの対応指針、ガイドラインですけれども、こちらについては昨年中におおむね策定が済んで、現在は内閣府のホームページにさまざまな部署のものがほぼ集約されて閲覧できる状態になっているというふうに思っております。

また、現在、法の２２条関係になりますけれども、地方公共団体が実際に行うべき事務などについては政令を発出するというところになっておりますが、こちらについてはまだ具体的なものが示されておらず、今後できるだけ早急ということで作業をしているまだ段階というふうに聞いております。ただ、この地方公共団体が処理するという中で、民間事業者等で不当な差別的取扱いがあった場合、改善が特に必要な場合に、主務大臣が行う権限行使につきましては、既存の各法で指導・監督権限等が都道府県や区市町村、地方に委譲されているものについては自治体で行うというような方向性が示されているところでございます。具体的な内容については今後ということになるかと思っております。

続きまして、都の対応でございます。

現在、４月に迫った法の施行に向けて、地方公共団体として東京都が役割を適切に果たしていくということで、全庁で、施行に向けた準備を進めている段階でございます。

私ども福祉保健局につきましては、法の所管ということではございますが、この法律は非常に幅広く、東京都についてもあらゆる部署での対応が必要ということで連携をしていくというようなことで考えております。

1点目、職員対応要領の作成ですけれども、これは先ほどお話ししたように、地方自治体については努力義務ということになっておりますが、東京都においては各任免権者等が作成をするという方向で現在準備を進めております。知事部局については総務局が策定ということになりますが、この中で不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供ですとか、相談体制、職員研修・啓発等について記載がされる予定でございますが、また、福祉保健局につきましては、これら各局、各任免権者等の取り組みを促進するというので、これらを支援するために具体例等を盛り込んだハンドブックを作成するというので、こちらも準備を進めております。これらにつきましては、本日の会議とは別の場で当事者の皆さん方のご意見を聞いた上で作成をし、公表の手続を踏んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、続きまして、民間事業者等に対する対応指針等の周知・普及啓発ですけれども、指針の周知につきましては各省庁等からそれぞれの分野ごとの各法のルートに基づいて周知がなされておまして、東京都についても各分野ごとに区市町村や事業所等への周知が進むものと考えております。また、一般的な周知・啓発という意味では、先ほど申し上げましたハンドブックも活用しながら、できるだけわかりやすい周知が図れるようにということで、福祉保健局としても対応を進めていきたいというふうに考えております。

それから、都民に対する法や障害理解に関する普及啓発ですけれども、こちらにつきましても従来から行っておりました障害理解のためのサイト「ハートシティ東京」というものがありますが、そういったものですか、ヘルプマークも含めまして、差別解消のための相互理解を進めていくという観点からも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、相談体制の整備ですけれども、こちらにつきましては差別解消法がその法の中で既存の相談機関等の活用充実ということを掲げております。また、分野も非常に幅広くございますので、この方針に基づいてさまざまな機関での対応ができるようにということで取り組んでいく予定にしております。

それから、東京都障害者差別解消支援地域協議会、仮称ですけれども、こちらについても法で定められた事項としまして、地域における差別に関する相談・紛争の防止ですとか解決のためのネットワークをつくり、事例等の共有を図っていくということで、設置については来年度、28年度になりますけれども、今後準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

雑ぱくですけれども、説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

ちょっと時間の進行の関係で、余り時間はとれないかと思いますが、今のご報告に発言を、ちょっと時間のことがありますので端的にご質問、ご意見をお願いいたします。

それじゃあ、中西委員、柴田委員から手が挙がって、それから小澤副部長から、その順番でご発言をお願いいたします。

○中西委員 ありがとうございます。

職員対応要領までつくられて、非常に感謝します。これで、今後これを普及していくためにハンドブックも作られたので、これを活用して実際に周知、研修をやる場合に、障害当事者を講師に入れてぜひとも研修をやっていたきたいというのが1点。

それから、差別解消の支援地域協議会をつくった場合に、やはり全障害種別を入れた形での委員構成を考えていただきたいということが2点です。

そして、我々、このハンドブックが一般の企業宛てにまで周知徹底されていくことによって、あたかも権利差別解消法が東京都にできたような実効性を持つものになるだろうなという意味では非常に期待しております。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、柴田委員。

○柴田委員 2点あります。

一つは、障害福祉サービス事業者へのガイドラインを厚生労働省が作りましたので、東京都に対しても近く説明があると思います。その中で、合理的配慮については、いろいろ意見を入れてもらいました。しかし、障害を理由とする差別のところには、障害を理由に一般の人と別の場所に対応してはいけない、あるいは別の時間で対応してはいけない、別の方法に対応してはいけないという項目があります。これは障害者を差別しないための基本的な問題ではあるんですけども、例えば自閉症や発達障害の人の中には、一緒の場所では難しいとか、一緒の時間では難しいとか、同じ方法では難しいということがありますので、そういう注釈を加えてほしいとお願いしました。別枠に設けること自体が差別であるとか、別の時間を設けること自体が差別であるとかというふうになってしまうと、逆に自閉症、発達障害の人が困る状況が生じるので、お願いをしたのですが、残念ながら、今回それは入っていないのです。説明のときに、口頭でもいいから加えてほしいというふうをお願いをしているところですが、その点を東京都としては留意をしていただきたいと思います。

その次に、グループホームの開設に当たって、近隣住民の反対運動が非常に強いということがあって、この差別解消法の施行で、何とかいい方向にならないかと期待しているところです。ところが、東京都の障害者通所施設等整備補助事業審査要領というのがあって、事業者がグループホームを作るための改修や建築に補助金を得ようとする、この要領に従わなければなりません。この要領には、以前には住民の同意署名を求める記述があったのですが、それはさすがになくなりました。しかし今でも「当該土地における各補助申請事業について、地域住民の理解を得られるような対応を適切に行ってい

るか」ということで、関係書類として「住民説明会や戸別訪問の記録、住民用チラシ」の提出を求め、留意事項として「住民の反対がある場合は、住民代表者等と話し合いを通じ問題点の解決を図ること、その経緯及び結果をみて、建設の了解の是非を判断すること」と書いてあります。「障害者のグループホームをつくります」と地域の住民に言ってみると、ほとんどの場合「反対」という人が出てきます。私も、住民の反対運動で6カ月間もホームが建設できないという事態になった経験があるんですけども、こういう「反対運動」を引きおこすことになってくるんですよ。住民の理解を得るといことは大事なことはあるけれども、それを補助要項の要件にしてしまうと、開設する事業所は、補助金が得られないと建てられないわけですから、住民説明会をしなければならない。すると中には「ちょっと待て、うちのアパートの家賃が下がったらどうするのか」とか、そういうことを言い出す人が出てくるという現状がありますから、この東京都の審査要領については、見直していただきたいというふうに思います。

○高橋会長 それじゃあ、小澤委員。

○小澤副部長 都のほうでこのような形で取り組んでいただくのは大変ありがたいんですが、逆に僕は市区町村の体制整備も実はこの問題が関係しております、一つ知りたいことなんですけれども、市区町村も同様に地方公共団体として整備をしていて、相談体制整備とか地域協議会も当然整備するわけですが、これはどういう関係になるのかというのが非常にわかりにくくて、今グループホームの話が出ましたけれども、仮にそういったことがあった場合に、こういったそのような苦情というんでしょうか課題が持ち込まれて、当然一義的には市区町村、しかしその次に東京都も当然関係するということにというような理解の仕方と。それから、都が管轄している範囲内の出来事と市区町村が管轄している範囲内で、これは学校なんかそうですよね、都立高校と小中校はその市区町村立であるとか、ちょっと考えるとこっちのいろいろな未整備な問題がたくさんありまして、こういったところを十分検討していただいて、都だけが単独できっちりしたものを作るだけじゃなく市区町村との関係もぜひ整備していただきたいというのが、逆に市区町村にこの問題でかかわっている側からのお願いですけれども、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○松矢部会長 いいですか。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○松矢部会長 ご説明のとおりなんですけど、ただ、法律で障害者雇用促進法は民間企業も合理的配慮は義務でございます。これはハローワークを通してやっていますので、この混同が結構民間企業のほうにあるんですね。この点は、ですから非常に差別解消法は重要な法律であるということで、雇用関係はそれをかなり徹底していて、ガイドラインも合理的配慮の事例もきちっと出ているということなので、その点はお間違いのないようお願いいたします。

○高橋会長　ということで、ご意見が出ましたので、今のご意見を参考にしながら具体化、大変膨大な作業がどうも必要な法律ですし、何よりも関係者の理解、正確な理解と云っていいですね、要するに言葉だけで理解するともものすごく間違いがあるというご発言を柴田委員から、やっぱり正確にその法の趣旨というのをきちんと踏まえた対応ということをしちんと伝える情報発信が非常に、とりわけ事業者、それから先ほどから出ておりますさまざまな領域にかかわる方々に発信していただくということが大変重要でございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

時間も参りましたので、ほかにぜひという、今まで発言の機会に恵まれていないでぜひという方がいらしたら。

(なし)

○高橋会長　よろしゅうございましょうか。

それでは、議論はこれでクローズということにさせていただきたいと思います。

それでは、もう予定の時刻を過ぎておりますが、高原部長のほうからご発言をお願いいたします。

○高原部長　障害者施策推進部長の高原でございます。今日は、お忙しいところ、本総会にご出席いただき、また遅くまでご議論をいただきましたこと、感謝申し上げます。

今日の議論を聞いておまして、きょうは第3期計画のいわばレビューというか実績報告とそこご審議ということでございまして、これで終わるということではなく、この前期計画の分析につきましては引き続き行った後、第4期計画、あるいはその施策へというふうに反映をさせていきたいというふうに思っております。とりわけ、部会長、あるいは会長からもご指摘がございましたけれども、エリア単位あるいは区市町村単位での、東京都のこの計画自体は圏域分けは保健医療計画のようにやってはございませんけれども、そういった分析も必要なんじゃないかと、そういった対応も必要じゃないかというお話をいただきました。これまで、何しろ障害者サービスというのは全体量の底上げということに尽力してきたこの歴史がございまして、今後はそういった意味で、そのエリアあるいは区市町村ごとの分析を踏まえた対応ということも場合によっては必要になるのかなというふうには感じましたけれども、ただ、エリアを限定した施策というのはなかなか難しゅうございます。都の施策の中では土地の高い都心区へのいわば借地の補助といったようなその側面的な支援をしてきた施策がございましてけれども、そういったところの宿題につきましては今後とも十分に踏まえてまいりたいと思っております。

また、今日出ましたその発達障害者の早期発見の問題、早期対応の問題ですとか、あるいは同様のお話ですけれども、教育・労働分野との連携した施策展開、こういった宿題につきましても第4期計画を実行する上の中で反映をさせていただきたいと、また課題というふうにさせていただきたいと思っております。

また、最後にご報告させていただきましたこの障害者差別解消法、4月施行の問題につきましても、今後別途、当事者の方々も踏まえてヒアリングの設定などもさせていた

だいております。そういった中でもまたご意見をいただいた上でよりよいものにし、まだまだ事例等の積み上げが必要な部分もございますけれども、それはまた追いついてこの場も含めて、来年度以降、施行中の中、走りながら改良できる部分は改良した上で、都民、事業者に対する周知を徹底してまいりたいと思います。

この間、2年にわたりまして皆様にご審議いただいたご提言により計画も無事できました。今後は、今申し上げましたその障害者差別解消法の問題もございますし、また国で検討されております障害者総合支援法の3年後の見直しの問題など、今後これからも我々課題山積でございます。皆様、今後とも引き続きご指導、ご鞭撻いただきまして、必要な点はまたご意見をいただきながら連携させていただいて施策を進めてまいりたいと思います。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○高橋会長 どうもありがとうございました。

それでは、私からもちょっとご挨拶をさせていただきたいと思います。

ちょうど2年一区切りの任期満了ということでございますので、私自身は京極前会長が国のお仕事につかれるということで引き継いで代行を務めさせていただいて以来、会長としては第五期から第七期まで会長を務めてまいりました。東京都の計画改定に2回ほど、初めは専門分科会の仕事で専門委員の皆様と、ここにいらっしゃる方が相当残っておられますが、一緒に仕事をさせていただきましたし、歴代の部長さんたちとも仕事をさせていただきました。

そんなことで、ご承知のとおり、言うまでもないことですが、障害者行政というのか障害者を取り巻く環境、きょうの議論もそうでしたけれども、障害者固有の政策を深めるとともに、社会全体としての広がり、それからこれは他制度の広がりと同時に国民的な理解、これは事業者の話もそうですが、これは繰り返し繰り返しそれをやっていかなければならない。そういう意味では東京都は大変重要な発信源の役割を持っておると思いますので、これからの支援、政策の充実、政策の充実は単に人・物・金を配分するだけではなくて、意識を変えて社会のシステムを変えていくということに深くかかわるような、そういう施策がますます必要になってくるというふうに思っていますし、本当にこの部会は当事者の参加を得て進めることができっておりますが、当事者参加はますますそれを広げていく、そして当事者参加の中でいわゆる合理的配慮という議論もございしますが、どういうところを施策に委ね、どういうところを自発的な活動に、どういうところを地域の活動と協働関係を作っていくかという、いろいろな広がりがございますので、そういうことも含めてこれから、しかし足らざるものが非常にあることは事実だし、きょうもいろんなご発言をいただきました。そういうことを含めて、実態をリアリズムでというか、現実、リアリスティックに把握し、何なら政策を見直していくというそういうことが必要かと思えます。

そんなことで、間もなくこの第七期の任期満了でございます。そういうことで一旦任

は解かれることとなりますが、委員の皆様には引き続きそれぞれのお立場から東京都の障害者施策にご助言をいただき支援をしていただきたいというふうに考えております。

東京都におきましても、きょうもいろいろな議論があつて、東京都のあり方等も、施策のあり方等も含めたご指摘もいただきましたが、協議会でのこれまでのさまざまな議論を十分考慮し今後の施策に反映をしていただきたいというふうに思います。

というわけで、任期満了のご挨拶ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、議題は全て終了いたしました。何か事務局のほうからございませんか。

○小川課長 ありがとうございます。

○高橋会長 なければ、これで終了ということにいたします。

どうもありがとうございました。

(午後 8 時 4 6 分 閉会)